

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
5月2日
(火曜日)

目次

告示

平成十八年度地籍調査事業計画(地域政策課)……………一

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一

地方卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(流通企画室)……………四

地方卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(流通企画室)……………四

地方卸売市場の開設者及び名称の変更(流通企画室)……………四

地方卸売市場の卸売業者の名称の変更(流通企画室)……………五

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………五

公告

平成十八年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)……………六

狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課)……………六

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………七

港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課)……………八

山口県告示第二百四十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定による平成十八年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成十八年五月二日

山口県知事 二井 関 成



- 一 地籍調査を行う者の名称
- 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、美東町、秋芳町及び阿東町
- 二 調査地域
- 下関市大字豊浦村、長府逢坂町、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府高場町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、菊川町大字上岡枝、菊川町大字上田部、豊田町大字地吉、豊田町大字高山、豊田町大字萩原、豊田町大字東長野及び豊北町大字田耕
- 宇部市大字如意寺、大字藤河内、大字東万倉及び大字船木
- 山口市江崎、仁保下郷、仁保中郷、深溝、徳地上村、徳地藤木、秋穂東及び小郡上郷

郷

- 萩市三見及び大字椿東
- 防府市大字鈴屋
- 下松市大字切山
- 岩国市周東町祖生及び錦町須川
- 長門市東深川、三隅上、日置上及び日置中
- 柳井市平郡
- 美祢市大嶺町東分及び東厚保町川東
- 周南市大字湯野及び大字鹿野下
- 山陽小野田市大字小野田、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、北竜王町、新沖一丁目、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、セメント町、中央一丁目、港町及び南竜王町
- 美祢郡美東町大字絵堂及び大字大田
- 〃 秋芳町大字別府
- 阿武郡阿東町大字生雲中
- 三 調査期間
- 平成十八年五月二日から平成十九年三月三十日まで

山口県告示第二百四十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年五月二日

山口県知事 二井 関 成

一 区域 美祢郡
二 検査の期日、場所等

平成一八、七、四 午前九時三〇分から午前一時三〇分まで 美東町真長田定住センター

〇時三〇分まで 午前一時から午前十一時 美東町綾木ふるさとセンター

三〇分まで 午後一時から午後一時三〇分まで 美東町赤郷交流センター

分まで 午後二時から午後三時三〇分まで 美東町町民センター

分まで 午前十一時から正午まで 秋芳町中央公民館

午後一時三〇分から午後三時三十分まで 秋芳町秋吉公民館

三 所在場所における定期検査の期間
平成十八年九月二十五日から同年十月六日まで
四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一 区域 美祢市
二 検査の期日、場所等

平成一八、七、六 午前十一時から午前一時三〇分まで 美祢産業技術センター

三〇分まで 午前十一時から午前一時三〇分まで 美祢市豊田前公民館

午後一時から午後二時まで 美祢市東厚保町川東二〇一六の五

午後二時三〇分から午後三時三〇分まで 美祢市西厚保町本郷六九一
山口美祢農業協同組合西厚保支所

平成十八年七月十日から同年九月二十九日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
平成十八年九月二十五日から同年十月六日まで
四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一 区域 長門市
二 検査の期日、場所等

平成一八、七、一九 午前十一時から正午まで 長門市宇津賀集落センター

午後一時三〇分から午後二時三〇分まで 長門市油谷川尻六三一

午後三時から午後四時三〇分まで 長門市油谷向津具下三四五一の一

午前九時から午前十一時三〇分まで 長門市油谷蔵小田二七五九の五

〇分まで 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで 長門市日置総合支所

午後一時から午後三時まで 長門市日置総合支所

午後一時から午前十一時三〇分まで 長門市宗頭文化センター

午後一時から午後三時まで 長門市三隅総合支所

午後一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 長門市通公民館

午前十一時から午前一時三〇分まで 長門市俵山五〇五二の三
湯町区民館

" " 二六 午前九時五〇分から午前一時三〇分まで 宇部市吉部ふれあいセンター
 " " " 午前一時から正午まで 宇部市万倉ふれあいセンター
 " " " 午後一時三〇分から午後三時まで 宇部市楠総合支所
 " " 二七 午前一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 山口県宇部健康福祉センター

三 平成十八年九月二十八日から同年十一月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。
 三 所在場所における定期検査の期間
 平成十八年十月十日から同年十二月十五日まで
 四 指定定期検査機関の名称
 社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第二百四十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。
 平成十八年五月二日
 山口県知事 二井 関 成

一 許可番号 農開第七号	譲受人	住所	名称	譲渡人	住所
二 開設者の名称及び住所	豊開農業協同組合	下関市秋根北町四番一合号	安岡農業協同組合	下関市横野町一丁目一六番一―二号	
三 地方卸売市場の名称	豊開農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合
変更	変更	変更	変更	変更	変更
四 地方卸売市場の所在地	豊開農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合
下関市横野町一丁目一六番一―二号	下関市横野町一丁目一六番一―二号	下関市横野町一丁目一六番一―二号	下関市横野町一丁目一六番一―二号	下関市横野町一丁目一六番一―二号	下関市横野町一丁目一六番一―二号
五 変更年月日	豊開農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合
平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日

山口県告示第二百四十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。
 平成十八年五月二日
 山口県知事 二井 関 成

一 許可番号 農卸第九号	譲受人	住所	名称	譲渡人	住所
二 卸売業者の名称及び住所	豊開農業協同組合	下関市秋根北町四番一合号	安岡農業協同組合	下関市横野町一丁目一六番一―二号	
三 地方卸売市場の名称及び所在地	豊開農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合
変更	変更	変更	変更	変更	変更
四 変更年月日	豊開農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合	安岡農業協同組合
平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日	平成六年五月十八日

山口県告示第二百四十七号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十八条の規定により、次のとおり開設者の名称及び地方卸売市場の名称の変更の届出があった。
 平成十八年五月二日
 山口県知事 二井 関 成

一 許可番号 農開第七号	譲受人	住所	名称	譲渡人	住所
二 開設者の名称	豊開農業協同組合	下関市秋根北町四番一―二号	豊開農業協同組合	下関市秋根北町四番一―二号	
三 開設者の住所	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合
変更	変更	変更	変更	変更	変更
四 地方卸売市場の名称	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合
下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号
五 地方卸売市場の所在地	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合	豊開農業協同組合
下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号	下関市秋根北町四番一―二号

六 変更年月日
平成十八年二月十三日

山口県告示第二百四十八号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第十八条の規定により、次のとおり卸売業者の名称の変更の届出があった。

平成十八年五月二日

山口県知事 二井 関成

一 許可番号 農卸第九号
二 卸売業者の名称

変更後

変更前

豊閑農業協同組合

三 卸売業者の住所

下関市秋根北町四番一号

四 地方卸売市場の名称及び所在地

下関農業協同組合安岡地方卸売市場

下関市横野町一丁目一六番一、二号

五 変更年月日

平成十八年二月十三日

山口県告示第二百四十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年五月二日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域(第二区)
(一) 位置

(二) 区域
周南市晴海町七の四九から同町七の五一に至る土地の地先公有水面

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成六年七月二十九日付け指令港湾第三三五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・〇九メートル)、2の地点と3の地点を結ぶ平成十四年二月十九日付け指令港湾第二二五号の五でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・〇八メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ平成十六年三月二十六日付け指令港湾第二二五号の一でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・〇八メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成十七年九月二十六日付け指令平一七港湾第四六五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. +三・〇八メートル)、5の地点から8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田の仙島三等三角点(北緯三四度〇二分三六・五五五秒東

経一三一度四六分〇〇・三八〇秒)から一三三度五二分二二秒二、三一

八・二二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二五度〇三分三四秒五七八・九三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一一八度四六分三九秒一二三・八九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一一八度四九分一八秒一六二・一二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九九度四六分一三秒一五〇・二四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二二〇度五一分四六秒五七〇・〇四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三一二度二八分〇三秒五〇・三八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二二〇度三七分三九秒一三〇・二九メートルの地点

(三) 面積

二〇六・六八五・九六平方メートル

二 免許の年月日及び番号

昭和五十年六月二日 指令港湾第一五二八号

三 関係図書を閲覧できる市町

周南市

四 認可を受けた者

周南市御影町一番一号

株式会社トクヤマ

代表取締役社長 中原 茂明

五 認可の年月日

平成十八年四月二十一日



(二六〇)平成十八年度狩猟免許試験の実施
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、平成十八年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

- 平成十八年五月二日
- 一 試験の日時及び場所
- | 日 | 時 | 場 所 |
|-----------|------|--------------------------|
| 平成一八、七、一七 | 午前九時 | 柳井市文化福祉会館 |
| " 八、二〇 | " | 山口市吉敷三三二五の一
山口県総合保健会館 |
| " 九、一七 | " | 下関市菊川ふれあい会館 |
- 二 受験資格
 山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。
- 三 狩猟免許申請書等の提出期限
 受けようとする試験の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする試験の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)
- 四 狩猟免許申請書等の提出先
 住所地を所管する農林事務所
- 五 提出書類
- (一) 狩猟免許申請書
 - (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
 - (三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 六 狩猟免許申請手数料
 法第四十九条各号に掲げる者にあつては四千円、その他の者にあつては五千三百円

に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二六一) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

- 平成十八年五月二日
- 一日時及び場所
- | 日 | 時 | 場 所 |
|---------------|---------|------------------------------|
| 平成一八、六、二六 | 午後一時 | 大島郡周防大島町大字久賀五〇五八
久賀総合センター |
| " " " " 二九 | " " | 宇部市船木ふれあいセンター |
| " " " " " " | " " | 山口県民文化ホールいわくに |
| " " " " 七、三 | 午後零時三〇分 | 萩市福栄コミュニティセンター |
| " " " " " " | 午後一時 | アクティブやない |
| " " " " 四 " " | " " | 美祢市民会館 |
| " " " " 五 | 午後零時三〇分 | 須佐公民館 |
| " " " " " " | 午後一時 | 周東勤労青少年ホーム |
| " " " " " " | " " | 地福公民館 |
| " " " " 六 " " | " " | 山口県セミナーパーク |
- 山口県知事 二井 関 成

一	対象者	山口県内に住所を有する者で、平成十八年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。	美東町民センター 萩市大字江向四三の一の二 あぶらんど萩農業協同組合 ときわ湖水ホール 錦農村環境改善センター 下関市立川中公民館 防府市中央町四番一号 防府とくち農業協同組合 下関市立川棚公民館 山口市徳地山村開発センター 周南市総合スポーツセンター
二	狩猟免許更新申請書等の提出期限	受けようとする適性試験等の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする適性試験等の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)	七 午後零時三〇分 " 午後一時 " 午後一時三〇分 " 午後一時 " 午後一時三〇分 " 午後一時 " 午後一時三〇分 " 午後一時 " 午後一時三〇分 " 午後一時 " 午後一時三〇分 " 午後一時 " 午後一時三〇分
三	提出書類	(一) 狩猟免許更新申請書 (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書 (三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)	下関市立豊田図書館 山口市吉敷三三二五の一 山口県総合保健会館 下松市地域交流センター 周南市総合スポーツセンター ラポールゆや 下関市立川中公民館

六 狩猟免許更新申請手数料
二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄にはるこ
と。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他
この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号
山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便
で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて
先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二六二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年五月二日から同年九月四日までの間、山口県商工労働部商政
課及び美祿市商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十八年五月二日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンマート美祿店・クスリ岩崎チエン美祿店
所在地 美祿市大嶺町東分二二三一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三 田中 康男
株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号 河戸憲一郎

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大谷 信夫	田中 康男
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社サンマート	"	"

四 届出年月日

五 平成十八年四月二十一日
 変更年月日
 平成十七年五月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート美祿店・クスリ岩崎チエーン美祿店

所在地 美祿市大嶺町東分一三三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号

三 変更に係る事項の概要

田中 康男
 河戸憲一郎

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	古川 守	—	古川 守
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	美祿郡秋芳町大字秋吉四八二六

四 届出年月日

平成十八年四月二十一日

五 変更年月日

平成十八年三月三日

(二六三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」といふ。)(第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年五月二日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
岩 国 港	新港運動公園	岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

岩国市 岩国市今津町一丁目一四番五一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」といふ。))の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。(六)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。))を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。))を受領すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間
 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
平 生 港	水場B導流堤、水場C導流堤、水場E護岸、水場F護岸、水場G護岸、水場A物揚場、水場B物揚場、水場C物揚場、水場D物揚場、水場E物揚場、水場臨港道路、水場駐車場及び水場緑地	平 生 町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)

及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	はなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠戸島緑地公園、中間緑地公園、海上遊歩道及び釣突堤	下松市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る)及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受け受理すること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	晴海護岸、晴海臨港道路の一部及び晴海B緑地	周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る)及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受け受理すること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る)を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
三田尻港	築地東胸壁、築地一号浮き桟橋及び築地二号浮き桟橋の各一部並びに照明設備	防府市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

防府市 防府市寿町七番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩 港	浜崎三号防波堤、浜崎防波護岸の一部、浜崎物揚場、浜崎臨港道路、浜崎荷さばき地、浜崎可動橋、浜崎野積場及び潟港二号緑地	萩 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

と。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
萩 港	潟港係船浮標、潟港物揚場A、潟港野積場A、潟港給水登、潟港給油所、潟港船舶保管施設、潟港船舶上下架施設、潟港テニス場、潟港テニス場管理棟及び潟港テニス場電気室	萩 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社マリーナ萩 萩市大字椿東六〇八〇番地の六

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(指定港湾施設の使用に係るものに限る。及び(五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

平成十八年五月二日印刷
平成十八年五月二日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)